

第2回 あま市特別職報酬等審議会 議事録

1 日時・場所

令和5年12月18日（月）午後2時から午後2時30分まで
あま市役所 3階 庁議室

2 出席者

（委員）6名（欠席1名）
（事務局）4名

3 傍聴者 無し

4 会議内容

(1) 会長あいさつ

(2) 審議（要旨）

（会長）

前回、審議いただいた内容に基づき、答申書の素案を作成している。この内容について、審議いただき、答申書を作成して、市長への答申を行いたいと思う。早速、審議に入る。第1回審議会の議事録について、説明を事務局に願います。

（事務局）

前回、10月25日（水）に開催した第1回審議会の議事を要約して、とりまとめたものである。

「1 日時・場所」については、御覧のとおりである。

「2 出席者」については、委員6名が出席、1名が欠席であった。

「3 傍聴者」については、なかった。

「4 会議内容」としては、市長あいさつ、委員紹介及び委嘱状交付ののち、委員の互選により、山田委員を会長として選任していただき、山田会長より小林委員を会長職務代理者として指名していただいた。

諮問については、市長から山田会長に諮問書が手交された。

審議会の会議の公開については、事務局より説明した要綱に基づき会議を公開することに委員の皆様からの御異議はなかったので、公開することとして決定した。

審議（要旨）につきまして、主な内容を簡単に説明させていただく。

はじめに、事務局より、特別職の報酬等の額の決定までの流れについて御説明した。

具体的には、市長から諮問のあった市議会の議員の議員報酬、市長、副市長、教育長の給料の額の適否について審議をお願いするものであること、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定については、特別職報酬審議会を設置することが求められていること、この審議会は地方自治法に定める執行機関の

附属機関として位置づけられること、審議会としての意見を市長に答申し、市長が必要と判断した場合に、条例改正案を議会に上程し、審議、議決を経て、その額が決定されるものとなるといった内容である。

給料月額や議員報酬の額については、条例で規定されており、現在の給料や報酬の月額については、令和元年に開催された特別職報酬等審議会で審議、答申を経て決定されたものとなっていることについても説明した。

続いて、「市の財政状況」について、令和3年度の決算に対して令和4年度の決算額が歳入で約39億円増、歳出も同様に約39億円増となったこと、積立基金残高について増加したものの地方債残高についても増加した状況であること、今後、歳入については大幅な増収見込みがなく、歳出では大型事業の際に発行した地方債の償還が始まり、社会保障経費の増加も見込まれることから依然厳しい財政状況が続くものと見込まれること、経常収支比率について、厳しい財政状況を示していることといった内容を説明した。

続いて、「県内各市及び類似団体と比較した際のあま市の水準」として県内各市の市長や副市長、教育長の給料、議長、副議長、議員の報酬について、基本月額、年間ベースそれぞれの順位を説明した。

最後に、県内各市の市長の給料月額を100とした場合における副市長、教育長、議長、副議長、議員の特別職の「報酬等の比較」について説明した。

その後、各委員より質問をいただいた。

まず、一般職の職員の中で一番高い給料月額について質問があり、在職する職員の中での最高となる格付け、給料月額、人事院勧告に準じて改定された場合の給料月額等を説明した。

続いて、一般職の職員については、県内他市と比較して下位を争うような状況であり、給料を上げる努力をしているのかといった質問があり、今回の人事院勧告の内容、また、市としては人事院勧告の内容に従って給与改定を行う予定であることを説明した。

その上で、給与ベースが低いままだと職員のモチベーションに関わるので検討するよう委員より要望があった。

市としては、規則に基づいて、昇格年数の短縮の措置を講じており、若年層の給料アップには繋がっているものと思われる旨を説明した。

続いて、国の指定職と同様の改定率を採用した場合の影響額について質問があり、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員それぞれの月額の増額分や年額の影響額について説明した。

以上を踏まえ、各委員で審議いただいた。

委員より、最近の社会情勢では、国において民間企業の給料を上げる方向で議論されており、財政状況が苦しいのは十分承知しているが、特別職の給料を多少なりとも上げることについては妥当であるといった意見をいただいた。

議員報酬について、他団体と比較して月額ベースと年額ベースで順位が異なる理由についての質問もあった。

また、議員の報酬の額を考える際には議員定数についても考慮すべきである旨の意見をいただいた。

経常収支比率の詳細に係る質問もあった。

以上の審議内容を踏まえ、人事院勧告の改定率が低い気もするが、財政状況からしてもそれ以上の引き上げを行うことは困難であるとして、人事院勧告の指定職の改定率に従って引き上げることで委員の一致を得て、第1回特別職報酬等審議会を閉会したところである。

(会 長)

事務局から説明があったが、質疑等があればお願いします。

<質疑等なし>

(会 長)

質疑等が無いようなので、これより答申書(案)についての審議に入りたいと思う。

第1回審議会において、皆様に審議いただいた内容を基に、答申書(案)を事務局にて作成し、事前に委員の皆様に配付している。

答申(案)の内容について、事務局に説明をお願いします。

(事務局)

答申書(案)につきましては、事前に委員に配布しており、10月25日(水)に開催した第1回審議会にて、審議いただいた内容を基に事務局にて作成したものである。

答申書(案)の内容について、審議会では、市の財政状況、県内他市の特別職の報酬等の状況、人事院勧告その他諸情勢について分析、協議を重ねた結果、物価高や企業業績の改善等を背景に民間における賃上げ状況を反映した令和5年人事院勧告において、国の指定職の給料が0.3%程度の引上げ改定であることに鑑み、同様に引き上げることが適当であるとしている。

なお、額につきましては、現行の議員報酬月額、市長、副市長、教育長の給料月額に0.3%を乗じて得た額で、千円未満の端数について、500円以上を千円に切り上げ、500円未満を切捨てした額となっている。

(会 長)

事務局より説明があったが、意見等があればお願いします。

(委 員)

答申の内容については異論ないが、改定時期について、第1回の審議会では議論がなかった。前回、額の改定を行った際の改定時期についても、答申を行った翌年度4月1日としたと記憶しており、今回も同様に令和6年4月1日からとして異論がないかの確認をお願いします。

(事務局)

事務局(案)としては、令和6年4月1日より改定することとしてお願いします。

(会 長)

他に意見も無いようなので、答申書(案)についての審議を終了する。

答申書作成のため、暫時休憩とする。

< 暫時休憩 >

(会 長)

休憩を解き、引き続き審議を進める。

休憩中に答申書を作成し、その写しを皆様に配付させていただいたので事務局に朗読していただく。

(事務局)

< 答申書朗読 >

(会 長)

ここでお諮りさせていただく。

本案のとおり答申したいと思うが、これに異議は無いか。

(各委員)

< 異議無 >

(会 長)

異議無と認め、本案のとおり市長に答申することに決した。

委員の皆様においては、慎重な審議を賜り、また、会議進行に格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

以上をもって、あま市特別職報酬等審議会を閉会する。